

第五十回国会 衆議院

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録 第八号

昭和四十年十一月一日(月曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 安藤 覺君

理事 木村 武雄君

理事 長谷川四郎君

理事 小林 進君

理事 松本 七郎君

理事 愛知 揆一君

荒木萬壽夫君

井原 岸高君

浦野 幸男君

大平 正芳君

鯨岡 兵輔君

澁谷 直藏君

田中 龍夫君

田村 良平君

永田 亮一君

早川 崇君

本名 武君

三原 朝雄君

赤路 友藏君

石橋 政嗣君

戸叶 里子君

橋崎弥之助君

穂積 七郎君

山中 吾郎君

横山 利秋君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 石井光次郎君

外務大臣 椎名悦三郎君

農林大臣 坂田 英一君

運輸大臣 中村 寅太郎君

郵政大臣 那 祐一君

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

警視總監 高野 章君

(警務庁警備局長) 桑野 章君

防衛庁参事官 島田 豊君

(防衛局長) 豊君

防衛庁参事官 大戸 基男君

(教育局長) 堀田 政孝君

防衛庁参事官 堀田 政孝君

(人事局長) 新谷 正夫君

検事 新谷 正夫君

(民事局長) 八木 正男君

法務事務官 八木 正男君

(入国管理局長) 正示啓次郎君

外務事務官 後宮 虎郎君

(アジア局長) 後宮 虎郎君

外務事務官 安川 壯君

(北米局長) 安川 壯君

外務事務官 藤崎 萬里君

(条約局長) 藤崎 萬里君

大蔵事務官 村井 七郎君

(国際金融局長) 村井 七郎君

事務代理) 忠男君

農林事務官 飯谷 忠男君

水産庁長官 丹羽雅次郎君

運輸政務次官 福井 勇君

海上保安庁長官 折内 一彦君

郵政技官 野口 謙也君

(大臣官房電氣通信監理官) 野口 謙也君

郵政事務官 稲増 久義君

(貯金局長) 稲増 久義君

郵政事務官 武田 功君

(簡易保険局長) 武田 功君

十一月一日

委員田澤吉郎君及び山村新治郎君辞任につき、その補欠として澁谷直藏君及び浦野幸男君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員浦野幸男君及び澁谷直藏君辞任につき、その補欠として山村新治郎君及び田澤吉郎君が議長長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件(条約第一号)

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出第一号)

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出第二号)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三号)

○安藤委員長 これより会議を開きます。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、(内閣提出第二号)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三号)

する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案、右各件を一括して議題とし、質疑を行ないます。石橋政嗣君。

○石橋委員 いろいろとお尋ねをいたしたいわけですが、従来の質疑を通じてお聞きいたしてありますが、政府としては、今回の日韓条約諸案件に対してわれわれが反対するのは全く理由のないことだという、そういうことをおっしゃっておられるわけです。しかし、実際に検討してみますと、明らかにこの条約の条文的解釈においては、日本側と韓国側とが異なっておりますというよりは、百八十度違う、もう全く違った解釈をしております、このことだけはもう明らかだと思っております。

それを、相手がどう言おうと、条約の成立によってでき上がった条文的解釈というものはおのずからきまつてくるのだから、何を言おうとかまわぬのだというふうなことで切り抜けようとしておられるようでございますが、そういう立場をとられるところには非常に無理があると思つて、できてからしばらくたつて解釈が違つてきたというならばとにかく、最初から違つて、そこに今度の条約が非常に無理をして、何とかまともにならぬやうなところ、そういう気持ちから、当面お互いがそれぞれ、そういうごまかしてでもやつていこうという、そういう考え方で交渉を進めてきたことがはつきりしておると思つて、なぜそんなにほんとうに意見が一致してないのにもためなければならぬのか、そこいろいろな作用が働いてきているのじゃないか、それが軍事的な要請ではないのか、こういうふうな疑問が実は出てきておられるわけです。

私はそこで、なぜわれわれが反対するのか、決して理由のないことではないか、そういう一つ一つ明らかにしていきたい、そういう立場に立つてお尋ねをしたいと思つておられます。

本論に入りまます前にまずお伺いしておきたいことは、韓国のほうのみならずからの自国の憲法に基づいて国会の承認を得るわけでございますが、韓国では憲法五十六条に規定されておるようですけれども、この規定に基づいて韓国議会の承認を求め、日本の国会に承認を求めておるものと同じかどうかということをご最初にお伺いしておきたいと思っております。

○後宮政府委員 お答え申し上げます。

韓国におきまして正式に国会の承認の対象としたしました文書は次のとおりでございます。

- 一つ、基本関係に関する条約。
- 二つ、法的地位に関する協定。
- 三つ、漁業に関する協定。これにつきましては、

附属書、合意議事録、直線基線使用の協定に関する交換公文、それから濟州島西側の漁業に関する水域に関する交換公文、これと一緒に審議に提出いたしております。

それから四番目といたしまして、財産、請求権に関する協定。これには同時に、第一議定書、第二議定書、それから第一議定書の実施細目に関する交換公文、それから協定第一条(b)の規定の実施に関する交換公文。それからその次に借款契約。それからその次に商業上の民間信用提供に関する交換公文。それから合意議事録の一と二と、これだけがこの財産、請求権関係について一緒に提出されております。

その次に大きな項目の五といたしまして、文化財に関する協定及び附属書。

それから最後に紛争の解決に関する交換公文。これだけをこの批准同意案の対象とする文書として提出しております。

○石橋委員 次にお尋ねしておきたいことは、この基本関係に関する条約というのはいささか聞きなれないものなんです。日本側は、最初共同宣言方式をとりたいというのを考えておったようにわれわれとしては聞いておるわけでありまして、事実今度の場合も、領土条項は最終的に解決を見てお

りませぬ。そういう面からいって、これは共同宣言という形をとるのが筋ではなからうか。多少条件が違うとはいいなから、日本とソ連の間で国交回復する際にあたりまして共同宣言方式をとった。主たる理由は、領土条項の最終的な処理を見なかつたということが理由であつたとわれわれは承知いたしております。今度の場合、この基本関係に関する条約というよりな形をとつたのは一体どういふわけなのか、外務大臣にお尋ねいたします。

○椎名国務大臣 共同宣言でも条約でも別に差しつかえないのでありまして、われわれは合意によつて基本関係の条約というものを選んだ次第であります。

○石橋委員 それでは、日ソ交渉の場合に共同宣言方式をとられた理由を最初にお尋ねいたしております。

○椎名国務大臣 条約局長からお答えいたさせていただきます。

○藤崎政府委員 日ソ間の場合には、御指摘のとおり、平和条約という名称を用いなかつたのは、領土問題について最終的な決着がつかないからでございます。平和条約という名称を用いるかどうかという点は、そういう点が非常に関係があるわけでございますが、ある国際約束に共同宣言という名称を用いるか、条約という名称を用いるかということは、条約という名称を用いるかという、特に実体的な影響のないことでございます。主として形式的な観点から、いずれに決してもよろしい問題だと思つております。

○石橋委員 質問にまともにお答えももらいたくないので、ソビエトの場合にはなぜ共同宣言という形をとつたか。

○藤崎政府委員 ソ連との場合には平和条約という名称を用いなかつたことが要点なのでございまして、共同宣言という名称をとつたか、条約、協定という名称をとつたかは別の問題でございます。○石橋委員 領土条項を処理するということが、

やはり戦後処理の問題としては中心問題だと私は思つておる。今度の場合は領土問題は片づいたと判断されますか。

○椎名国務大臣 国交正常化に際して、領土条項を入れる必要は認められなかつた。

○石橋委員 そうすると、ここで首尾一貫しないんです。ソ連との交渉の場合には、領土条項が片づかないから平和条約というものを結ばなかつた。共同宣言方式というものを結ばなかつた。今後の交渉で領土問題が片づいたら、その時点で正式に平和条約を結ぶ、こういう立場をとつておられる。今度韓国との交渉においては、領土問題は片づかない。にもかかわらず、正式に韓国がこれは平和条約か講和条約に準ずるものだという立場をとつておる基本条約という形をとつた。もう最初からこの形のものにおいて日本は一〇〇%譲歩してしまつておる。従来言つておることと矛盾したことを、韓国側の主張に押されて、のまされておる。この理解せざるを得ないじゃありませんか。

現に韓国の無任所長官である元という人はこのことを言つておられます。これは明らかに一つの単純な国交正常化に対する条約というよりは、平和条約か講和条約に準ずることができ、このような性格の条約であると申し上げる次第です。このように韓国の国会で答弁しておるんですよ。だから日本はここで、はしなくも首尾一貫しない外交姿勢というものを冒頭から露呈している。あなたの説明では納得できません。領土条項は解決しておりませぬ。にもかかわらず、共同宣言方式を放棄して、韓国の要求に屈して条約という形をとつた。おかしいじゃないか。もしおかしくないといふならば、全部の国民がわかるような説明をしていただきたいと思います。

○椎名国務大臣 ソ連と日本の関係は、いわゆる戦争の両当事者なんです。その関係と、それから戦争をやつた両当事者ではない日本と韓国との関係は、これはまたおのずから別なのでありまして、そこにいろいろな違いが出てくるわけであり

ます。

○石橋委員 しかし日本側は、私がいま言つておるような立論に立つて共同宣言方式を主張しておつたことは事実なんです。このことも韓国の議会において李外務部長官が説明しております。日本は最初、単純な将来の関係だけを規定する共同宣言を主張しました。しかしわれわれの要求に屈してわれわれの立場を貫徹することができて、こういう形におさまつたのであります。胸を張つて向こうでは言つておる。この点からいって、すでにあなたは筋の通らぬことをやつておる。このことを示しておるわけなんです。このことを明らかにして質問の第二に移ります。

基本条約第二条に「千九百二十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。」というふうな規定されておる。この「もはや無効である」というのがまた争いのあるところでありまして、そこでお伺いしたいのでございまして、日本政府としては、法律上のいつの時点から無効という立場をおとりになつておるのか。道義的には別でございまして、あつた条約がよかつたか悪かつたかというふうなことは別にいたしまして、法律的に昭和何年何月何日、どういふ時点から無効と、こういうふうにお考えになつておられるのか。

○椎名国務大臣 併合条約は韓国の独立宣言のときから無効である、それから、それ以前の条約は、それぞれその条約に規定してある条件の完了とともに、あるいはまた併合条約が成立発効したときにそれぞれ効力を失つておる、こう解釈しております。

○石橋委員 確認いたしますけれども、韓国の独立宣言の日というのは、一九四八年八月十五日のことでございますか。

○椎名国務大臣 さうする、ここで問題が出てくるわけですね。これらの条約は、現に韓国が管轄しております休戦ライン以南に関する部分の条約ではないのです。日本と当時の韓国側の政府との間

にいろいろな形の条約が結ばれた。そういうものは全朝鮮を相手にして結ばれたものです。それを無効とするのに、休戦ライン以南を管理しておるにすぎない、行政的に管轄権を持つておるにすぎない、韓国独立の日をもって無効とするというの、これはどういふことですか。そんな理屈がありませんか。

○推名国務大臣 それは一部でも差しつかえない解釈をとおしてありますが、なおこの点に關する法律論として条約局長から申し上げます。

○石橋委員 これは条約上の問題じゃないんですよ。結局この無効と確認される一千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定「これは日本と全朝鮮との間に結ばれた条約です。それを無効にするという事は、これは問題ありません。私たちも当然だと思ひます。しかし、その無効の時点をいつにするかというの争いがあるのです。向こうは、全然最初からなかったのだ、こう言つておられます。それに対抗する日本側の主張というものが韓国独立の日だなんというのじゃ、これは対抗できませんよ。それじゃ北半分についてはどうなるのですか。いつから無効になるのですか。

○藤崎政府委員 大韓民国の管轄権の及ぶ範圍が朝鮮の南半分であることは御指摘のとおりでございますが、しかし、大韓民国の存在というものは併合条約と完全に相いれない状態であるという事は、これは明白でございます。したがつて、そういう完全に矛盾した状態が生じたときからこの併合条約は失効したものと認めるのが相当であるというわけでございます。併合条約自身は、地域的に南半分とか北半分で有効、無効とかいふ種類の条約ではございませんので、そのときをもつて併合条約が全体として失効したと認めるのが一番適當であらう、かように考えるわけでございます。

○石橋委員 相手の国の独立政府樹立の日をもって無効とするというならば、朝鮮民主主義人民共和国は一九四八年の九月八日に独立しているのです。政府成立しているのです。そうすると、北の

分についてはその日から無効だということですか。北と南と無効になる日が違ふじゃないですか。だから、この点で主張されるならば、日本がポツダム宣言を受諾した日とか、降伏文書に署名をした日とか、あるいは講和発効の日とか、そういうふうな時点をとらえてそれから無効という主張をしていけば國際的にも通りますよ。しかし、南半分しか現に支配していない韓国の独立した日から旧条約は無効であるなど言つたつて、対抗できないじゃないですか。説明にならぬじゃないですか。ここでも韓国迎合の姿勢があらわれていますよ。筋なんかどうでもいい。さっきの共同宣言方式の場合もそうですが、ここでもまたもや韓国の主張に押されて、北というものを全然無視した形で第二条を規定している。これは、条約局長の説明はもうわかりました。外務大臣、おかしとお思ひになりませんか。

○推名国務大臣 ちつともおかしくない。とにかく併合条約というものはや両立しないという状況になったのでありますから、この日から無効になった、こう解釈している。

○石橋委員 韓国独立の日をもって無効とする、大韓民国の政府成立宣言のあつた日をもって無効とする。そうすると、北朝鮮のほうは九月八日に憲法を採択して、九月九日に政府成立の宣言をしておられます。この間に食い違いがあるのです。何か月間かの食い違いがあるのですよ。一つの条約を對韓国の場合には一九四八年の八月十五日から無効、北の部分についてはそれでは一九四八年の九月九日から無効、こういうふうな妙ちきりんな解釈になるじゃありませんか。条約が無効になる時点が二つできるじゃありませんか。常識のある者にこんなばかんなことが通りますか。總理、この点についていまの質疑応答を聞いておられて矛盾をお感じにならませんか。

○佐藤内閣總理大臣 先ほどから静かに聞いておりましたが、外務大臣の説明でちつとも差しつかえない、かように思ひます。

○石橋委員 差しつかえないなら差しつかえないように、だれでもわかるような説明をしてください。そんなことを言うから韓国の言ひが正しいということになるのです。これでは争ひにならないですよ。韓国はなかつたと言つておるんですよ、こんな条約は。もはや無効であるということ、全然なかつたということだ。向こうで非常な理論的な説明をしております。必要とあれば私はここで紹介してもけっこうです。

韓国側においては、八月八日の特別委員会におきまして李東元外務部長官がこんなことを言つておられます。ヌル・アンド・ボイドという語句は、当初まで遡及して無効であることを最も強く表示した法律的な用語であります。これに対して、終始一貫韓国はこの主張を貫いた。日本側は、最初無効化規定は置かぬという立場をとつた。それを譲つて、將來に対してのみ無効という表現を主張した。さらには譲つて、ハブ・ノー・エフェクトトといふことばならばいいと言ひだした。それからまたさらさら譲つて、ハブ・ビカム・ヌル・アンド・ボイドといふ、日本と台湾との間で結ばれたあの方式でいこうといふことを言ひだした。全部韓国は拒否したのだ。最後にあまり日本の外務大臣が泣きつくから——向こうはそういうことばを使つておるのですよ。オールレイディといふことばを置くことにした。そこであらゆる学者や専門家を集めて、オールレイディといふのを入れればヌル・アンド・ボイドといふのが死ぬか、検討してみたら、死なぬという結論になつた。意味があいまいになるか、ならぬという見解が結論として出てきた。そこでオールレイディ・ヌル・アンド・ボイドといふことに最終的になつた。向こうはもう一貫して最初からなかつたのだという主張を貫き通した。日本は一步一歩譲つて、そしてわれわれの主張について屈服をした、こう言つておられます。私は、この説明のしかたは非常に説得的だと思ひます。向こうは、日本の国会の大臣の答弁のようにな不誠意な答弁をしております。いまままでの経過も述べ、非常に慎重に、みんなにわかるように一生懸命説明しております。私は何度も韓国の

議会の会議録を読んでもみましたが、そういう姿勢だけは読み取れました。それに比べて日本の外務大臣、特に外務大臣の答弁は、何とかしていままでの経緯も話し、説得し、理解してもらおうという立場などはないじゃないですか。おかしくございませぬ、——何かおかしくないですか。それで、はもつと理論的に説明してください。無効になつたのは韓国が独立宣言をした日だ、一九四八年の八月十五日だというならば、北の部分を支配しておる朝鮮民主主義人民共和国は九月九日に政府をつくつておる。その日から無効だということに今度はするつもりですか。

○推名国務大臣 あなたのいま引用されたヌル・アンド・ボイドといふことばは、用語例からいってただそれだけでは当初から無効であつた、初めからなかつたものだ、そういうふうには使つておられないようであります。それからオールレイディの解釈でございますが、これはもう客観的な事実を述べて、おるのでございます。ことばの使い方はどうであらうと、とにかく日本が韓国と併合条約を結んで、そしてこれが一体となつたという歴史的事実といふものはこれはもう明らかなるところであります。いかに向こうのほうでそういうことを主張いたしましても、われわれとしては成文の解釈上、どうしてもそうならないということを確信しておる次第でございます。

○石橋委員 ここにも北朝鮮側というものを全然無視した思想があらわれているのですよ、結論的に言へば。あなた方は、つじつまを合わせるためにいろいろなことをおつしやいますけれども、韓国が現に支配しておる範圍といふものは休戦ライン以南だ、こう言つておるにもかわからず、無効宣言一つ見ても、北といふもののオールレイディといふものはなから無視して、韓国だけを相手にして、そうしてやつておるじゃないですか。全朝鮮と日本との間で結ばれた条約の無効を、南半分を支配しているだけの国の独立の日から無効にする、こんな首尾一貫しない主張をするから韓国

第二類第二号 日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第八号 昭和四十年十一月一日

に押しまくられるのです。向こうの議事録によりますと、ずいぶんひどいことを言っています。法律のホの字も知らぬのじゃなからうか、日本の役人や代表は。こりいうことすら言っている部分があるのですよ。あとで必要とあれば御紹介いたしますけれども。いまこの一つの問題をとってみても、客観的にだれもが日本側の主張を正しと思えないような主張をおる。だから負けるのです。韓国側が、こんなものはもう最初からなかったんだ、無効だ、と口をそろえて言っているのに対して、日本側が、韓国独立政府樹立宣言の日から無効だなんていうことを言ったんじゃ、これは抗できませんよ。こりでも、今度の日韓交渉がいかにだらしない形で進められておるかということをお露呈しておるといわざるを得ません。これが第二です。(いまの答弁ではだめだ)と呼び、その他発言する者あり)

それじゃ、もう一度確認いたしますが、朝鮮民主主義人民共和国が現にあるということはお認めになつておられる。この国と日本が無効規定を何らかの形で規定しよう、表現しようとする場合には、どういふ形をとられるつもりですか。韓国が独立したその日をもって無効とするなんていうのは、一〇〇%向こうは承知しませんよ。どうなさるおつもりですか。

○椎名国務大臣 事実上北に政権の存在することは承知しております。しかし、今回の日韓条約は、全然北に対しては触れておらない、全然白紙でございます。

○石橋委員 北については触れておらないと言いますが、北も関係があるじゃないですか。関係があるじゃないですか。幾ら北を無視してやられようと、北と関係のある問題を処理するのには、無視しようがないじゃないですか。

○椎名国務大臣 そういふ北に政権のあることは念頭に置きながら、今回の日韓条約の諸取りきめを行なった次第であります。それで、これとの関係はどうだ。全然関係が——いまで正常化してもおられませんし、また、そういふ気持ちもないし、われわれは白紙の状態であるということをお申

し上げるよりほかはないのであります。

○石橋委員 白紙と無視とは違ひです。白紙といふのは、北に全然関係がないものなら白紙といふことは通るでしょう。しかし、北のほうにも関係のある問題を、そのことを全然考慮を払わずにやられることは、白紙じゃないですよ。これは無視ですよ。どう考えても無視ですよ。だから、先ほど私申し上げたように、なぜポツダム宣言受諾の日をもって無効とすとか、あるいは降伏文書調印のときをもって無効とすとか、講和発効の日をもって、平和条約の発効の日をもって無効とすとか、両方にちゃんとかかるような形でおやりにならないのですか。それならば法律的にもびしゃつとどこにでも対抗できるじゃないですか。対抗できないようなことをやられたんじゃ、最初からなかったんだという韓国の言ひ方に無理があるにしても、少なくとも日本の主張よりはまだまだとまだ。一貫している。これは対抗できないです。対抗できませんよ。こりもちゃんと筋が通っている、向こうも筋が通っているという場合には争いがあるのですが、向こうの言ひことは、最初からなかったんだ、その意味では、その主張が正しいかどうかというとは別として、筋が通っています。日本側は筋が通らぬじゃないですか。南半分は筋が通らぬじゃないですか。北半分は筋が通らぬじゃないですか。それが独立した日は、南半分を支配している国の独立した日とは違ひ。対抗できない。こんなお粗末な条約を結んでおいて、そうして反対するのが間違っているなんて、よう言えるものだと思うのです。ま

だ何ほでもあるのですよ。(一事が万事だ)それはこりいうときに言うのだ)と呼び、その他発言する者あり)こりいうときに一事が万事と語りだすから、それじゃ、お答えができないようですから……。

○安藤委員長 お静かに願います。

○石橋委員 それでは、国民の相当部分を納得させるに足る理論をひとつ展開してくれませんか。どなたでもいいです。

○椎名国務大臣 日韓の關係が歴史的な事実として、併合され、そして三十六年間続いたということは、これはもう隠れもない事実であります。これをただ、ヌル・アンド・ポイドということばで、初めからなかったんだと主張することが、大體これはおかしい。いかに広弁長辭を使つても、ただ三つや四つのことばでそりいう事実を否定するといふことは、これは大體おかしい。私は、多くを語りぬでも、それはもう、こんなことばの問題ではない。しかもこのヌル・アンド・ポイドといふのは、用語例からいって、初めからなかったんだといふふうにはつきり使われておるのではないのでありますから、いかにどういふ説明をしようかと、この問題についてはわれわれの解釈が正しいと、かように考えております。

○石橋委員 私も最初から申し上げております。韓国が、現実にあった条約を、最初からなかったんだんといふこと自体、これはおかしいですよ。おかしいけれども、向こうはとにかく首尾一貫それを主張しております。一貫した主張をしております。とにかくおかしい、最初から無効なんだと主張して、いつの時点から無効にするのが正当だ、こり反論をしないくちや、相手がおかしいんだから、こりもおかしくたつてかまわぬなんてことはしないで、あなたのおかしくたつてかまわぬでいくと、どだい相手がおかしいことを言っているんだから、こりもおかしくたつてかまわぬつまを合わしているんだ、こりいうことになるじゃないですか。

○安藤委員長 お静かに願います。

○石橋委員 少々ともそのおかしさに抵抗できるだけのびしゃつとした理論体系をこりちは整えてやっつけていかなければ、だれが聞いても納得できないような時点をつかまえて、韓国政府樹立の日をもって無効とすなんて、それは国際的にも通用

しませんよ。○椎名国務大臣 日韓併合条約というものが、たとえ一部分であつても、朝鮮半島の一角に独立国ができたといふことは、これは日韓併合条約というものともはや両立しなくなった、でありますから、この日から効力が失われた、こり解釈するのは当然だと思つております。

○石橋委員 それじゃお尋ねしますが、北の部分については、条約上、法律的にまだ有効という形になるわけですか。

○椎名国務大臣 これはさういふふうにごま切れるに解釈すべきものじゃなくて、これは日本と韓半島全体の条約でございますから、それに両立しない状況ができたならば、これはもう根本から崩壊するわけでありまして、全部無効になる、こり解釈をとつております。

○石橋委員 私が聞いていた質問にまともな答えてください。結局韓国と日本との間においては——その韓国というのは休戦ラインから以南を現に管理しておる国、その韓国と日本の間においては、韓国という政府が樹立した日、それから旧条約は無効、北のほうは法律的に残る。(残らないよ)と呼ぶ者あり)残らないなら、こんな規定をつくる必要はない。北のほうには残る。その北のほうに残っているのか、残っていないというならば、いつから無効になるのか。

○椎名国務大臣 なお法理論的な説明を法制局長官からいたします。

○高辻政府委員 御承知のとおり、平和条約で、二条の(四)でございますが、朝鮮の独立を承認しておるわけでございます。したがって、この朝鮮の独立という事実が発生したとき、それがすなわち、また朝鮮の分離したといふときでございますが、併合条約といふものがそのときから効力を失うといふのは、これは事理の当然であらうと思つております。

ところで、先生がおっしゃいますのは、北の部分については、あるいは南の部分についてというこ

でございますが、そのものについて、ある部分についてどうか、他の部分についてどうかというよりなことは、事柄の性質上あり得ないことだと思えます。

なお御疑問があればお答え申し上げます。

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 お静かに願います。

○石橋委員 とつておきの法制局長官を出したようでございますけれども、これはピンチヒッターにならぬようでございます。

いま平和条約を持ち出されました。平和条約によって朝鮮の独立を日本は認めなければなりません。その時点をもって無効とすれば、北も南もないです。一番正しい解釈です。なぜそういう立場をとらないかと私は言っているのです。それが一番すなおでしよう。そうしてだれにでも対抗できるでしょう。それを、何で今度の場合には、それよりも先に、韓国の政府ができたときをもって無効とすというふうなむちゃな規定をしたかと言っているのです。

○高辻政府委員 御指摘のように、平和条約二条(a)で朝鮮の独立を承認しておりますが、独立という事実が発生したのは四年八月十五日でございます。要するに、承認をしたのは平和条約ではございませぬが、事実が発生しているのは、まさに一九四八年の八月十五日、そのときに、外務大臣が仰せになりますように、なるほど大韓民国政府ではあるけれども、その国の独立ができたという事実、そのときがすなわち併合条約の失効したときである、その併合条約の失効というものは、要するに朝鮮の分離ということでございませぬが、それが北と南で変わるはずがない、こういふわけでございませぬ。

○石橋委員 それはおかしいですよ。あなたの今度の議論でいくならば、私がさっきから言っているように、ポツダム宣言受諾の目か、講和条約発効の目か、その時点にすればいいですよ。そうすると、これまた問題ないですよ。対抗できますよ。独立宣言の日というから、二つの国が独立宣

言した日が違ふのです。そうすると、法律的に、一体どちらの国が独立した日から無効になるのか、永久に争いが残りますよ、二つの国の独立した日が違ふのだから。だから法律的に問題の起きないポツダム宣言受諾の目か、降伏文書に署名をした日から無効とか、あるいは講和条約発効の日から無効とか、何といたつたつて筋の通るようにはおとすべきじゃないですか。

○高辻政府委員 日韓条約は、御承知のとおりにも、もはや無効となつたというのはいずれの説をとりましたも実は同じことでございます。したがって、それを理論的にどこであるかというのには、むしろアカデミックな議論としては成り立つと思ひますが、そういう議論としては、韓国が事実として独立をしたときというふうに見ればいいと思ひますが、要するに、日韓条約上の問題としては、もはや無効であるかどうかというその論点こそが問題の中心だろうと思ひます。しかし、おっしゃいますように、むしろ議論としてはあり得るわけでございますので、その議論に對しましては、韓国が独立をしたという事実が発生したときというところになるというのが政府側の御説明でございます。

○石橋委員 アカデミックな議論として成り立つなという問題じゃないですよ。あなたもどちらかといえば、アカデミックな立場で法解釈すべき人ですよ。少なくとも法律の条文について議論をしていくときに、あなたまでが政治論を交える必要はないじゃないですか。だからこそ、法制局長官は三百代官だなんていつもやじられるのです。ここにいつの時点からという問題は、実は単なる法律的な問題じゃない。先ほど私が申し上げているように、北は白紙です、白紙ですと言いつつ、無視している形がちゃんとこういふ端々に出てきているということをご指摘したいのですよ。少なくとも法律的に對抗できない以上は、そう断ぜられてもどうにもならないじゃないですか。これはいいです。次の問題と関連させて聞きます。それじゃ、法律的に日本が朝鮮の独立を認めた

のはいつなんですか。法律的にですよ。

○椎名国務大臣 平和条約発効の日であります。すなわち一九五二年ですか、平和条約によって日本が韓国を承認したわけでありませぬ。

○石橋委員 そうしたら、そのときから無効にしておきさすれば問題ないじゃないですか。この平和条約において、独立をわれわれは認めなければならず。私たちがしては朝鮮の分離を認めなければならず。いまさら読み上げるまでもありませんけれども、第二条(a)において、日本国は朝鮮の独立を承認した。この場合の朝鮮は北も南もありません。とにかく全朝鮮の独立を認めたのです。法律的にはこの日からなんですか。朝鮮が独立したの日は、法律的にはこの日からです。そうすると、この日をもって無効とすという立場をとらなければ対抗できません。争いが起きたときに、どこにおいても対抗できません。

○高辻政府委員 わろん私は法律的な観点から申し上げますが、いまお話しのように、外務大臣が仰せになりましたように、韓国の独立を承認したのは、法律的には平和条約の発効の日である。しかし、承認をしたのはそのときでありませぬが、韓国が独立したという事実が発生した日はその日であるとは言えないわけですよ。その事実が発生したとき、それはすなわち、また同時に承認したわが国からいへば、その事実が発生したときに併合条約はなお効力を存していたというところは言えないわけでございます。とにかく、承認した韓国が事実として独立をしているとき、そのときに併合条約の効力は失つたというわけで、私はその間の説明は首尾一貫しているのじゃないかというふうに思つてございませぬ。

○石橋委員 これも法律論じゃないんです。法律的に朝鮮が独立したのは平和条約の発効の日だとす。しかし、韓国がすでに独立しておつたという事実があったとす。それならば、朝鮮民主主義人民共和国というものが現実に誕生しておつたという事実も、その時点にはあつたのです。間違いないですよ。この事実は無視するのですか。

○高辻政府委員 北の部分に政権ができたというの、私の記憶では韓国が独立したあとだと思ひますが、いずれにしても、韓国が独立をしたという事実が発生したとき、これは併合条約というものと相いれない事実でございますが、その事実を平和条約で承認をしたことになりませぬが、その事実が発生したときは併合条約と相いれない事態が生じておる、それはすなわち、併合条約でございませぬから、朝鮮の日本国からの分離と云つてもいいわけでございます。それが実は韓国だけに於いてあつて北の部分についてはないということ、政府側から申しておらないと思ひます。いづれにしても、朝鮮というものが日本国から分離しておる、そういう意味合いで、韓国が独立をしたその事実が発生したときに併合条約の効力がなくなつた、こう言つておるわけでございます。

○石橋委員 質問を何十と私用意しておるのです。それを最初からこれじゃ私は何日やつたつてケリがつかせませんよ、入り口でこんなふうじゃ。もう総理大臣はずいぶんいまままで議論を聞いておつて、おわかりになつたと思ひますから、総理の見解をお聞きしたいのです。私が言つておるのことは、これはいつの時点から無効になつたかということ、メンツの問題もあり、いろいろ問題もあつて、非常に政治的に韓国側では重視しておる、日本側は軽く考えたのですね。しかし、とにかく、韓国側は重視しております。だから旧条約、協定は、一切どだい最初からなかつたのだという主張を始終一貫続けております。これに對してわがほうは、そんなことを言つたつて事実あつたものを否定しようがないじゃないですか、こういう立場をとつておられるのです。この意味では日本側の言い分が私は正しいと思ひます。道義的には向こうの言い分が正しいと思ひます。道義的には日本の言い分が正しいと思ひます。ところが、これは韓国が重要視し、一生懸命になつて、もはやなかつたんだ、というのは、最初からなかつたんだと言ひ張つておるときに、こちらの立論が弱ければ對抗できなくなるといふことなんですよ。

よ。對抗できなくなる。だからあとあと条約の規定というものは、もうこれが発効すればだれが何と言おうと通らぬと政府はおっしゃってしましう。そうすると、客観的にどう解釈すべきかということになってしましう。そのときに、日本側は、最初からなかったと言うのは無理なんだ。そんなことはない、韓国の政府の誕生した日だから、こんなことを言ったら軍配は日本に上がりませんよ。たいして影響もないならば、この辺のところは、それじゃ講和発効の日にするのがほんとうだ。なぜ最後までが選ばれたのか。それがいやだというならば、日本から分離した、降伏文書に署名した日とか、もつと譲るならばポツダム宣言受諾の日とか、何か筋の通った主張をなぜ最後までなさらなかったのか。韓国の主張に対して對抗できないような弱点を何でおつくりになったのか。この点について総理のお考えをお聞きして締めくくりをつけたらと思います。

○佐藤内閣総理大臣 石橋君のお話、これは詳細に御意見を聞きました。私は、外務大臣もこれまたたいへん珍しく親切にお答えしたと、かように思いますが、私はただいま議論になっておられます。平和条約が発効の日、そのときに日本は韓国の独立を承認した、これはもうよく私どもの主張はそれでおわかりだと思しう。しかし、実際に韓国に政権ができたときは一体いつかという、いわゆる併合条約が行なえなくなったのは一体いつか、かように申しますと、これは独立した日、だからそれにかかると無効だ、こういうことではございませぬ。それについてただいまお話を聞いておられますと、北が独立した日はもつと早いのだ(石橋委員「あとです」と呼ぶ)ということをおっしゃる。それはちよつとあとだといま言われませぬから、北はあとであるということなら、もうはつきり私どもは、平和条約締結の日ではあるが、独立した日に併合条約は行なえなくなったのだ。だからそのことがいわゆる一九四八年の八月十五日だ、そのときは別にこれは南だけだとか、北だとか、こういうような関係はない。併合条約自身

が全域について行なえなくなった、かように私どもは考えておるということではあります。○石橋委員 それで法律的には少なくともおかし、弱点を持ったものであるということにはつきりしたのですよ。しかし事実上困らぬからいいじゃないか、いまの総理のお答えは、そういうのは、韓国が政府樹立宣言をしたのは一九四八年の八月十五日、北のほうが政府の樹立宣言をしたのはそのあとの九月九日、だからそのときにはもう無効になっているからいいじゃないか、これは便義主義というやつです。少なくともそういう便義主義は通用しないというところが第一、特に総理にお聞きしたいのは、北については白紙でございませぬと終始一貫述べているのです。ところが、こういう一つの規定を見ても、北については白紙と書かない、無視である、こういうことを私申し上げているんですよ。北については無視である。白紙ではない。韓国の政府ができた日をもって無効とするというふうな規定を主張する、そういう態度に北というものを無視している態度があらわれているというのを申し上げているわけです。この点については何か言いがございませぬか。

○佐藤内閣総理大臣 ありますが、一言い分ありますが、ただいまお話しのように韓国が先にできたと、また北鮮はあとだったということをおっしゃる、また北鮮はあとだったので、最初私も聞いておりました、北鮮が先だ、だから先に独立したんだから八月十五日というのはめっちゃだ、こういうふうなお話でしたが、この点はもう誤解がないように、北鮮はあとだと言われるからこれは私どももそのとおりでいい。それを便宜主義だ、かように言われませぬが、これは便宜主義であらうが、とにかく併合条約、合併条約が、そのときから、韓国が独立したときから行なえなくなったというのでございませぬから、無効になった、かように私どもも考えていると思ひます。そこで事実問題として——これは事実問題です。事実問題として北に権威のあることは私どもも考えている。したがって、その意味においては、経済協力の問題に

してもまたその他の問題にいたしましても、北に権威のあることを絶えず考えつづ今回の条約の締結をしておる。だからこの意味においては私はいわゆる無視したということではなくて、事実関係では十分そのことを考慮してまいっておるということではございませぬ。しかしながら法律的に、あるいは国際法上から見まして、北の権威というものを認めているか、これは無視しているんじゃないかと言われればそのとおりだと思ひます。無視だということになります。これは御承知のとおり、私がこの席でしばしばお答えいたしましたように、南を承認したものは北を承認しておらないし、北を承認しておる二十三カ国も南を承認しておらない。かようなのがこれは国際上の慣例でございませぬ。だからこの点はいままで説明し、よくおわかりがいていたと思ひますが、まだこの際にはだいたいのうちに無視だという話がありますが、事実関係として私どもは北の権威を認めておる。ちゃんと事実関係としてはその点を十分考慮しておる。だからいわゆる無視ではございませぬ。だから法律的な無視だとおっしゃるなら私はあえてそれを抗議は申しませぬ。それは否定はいたしません。しかし、事実上はちゃんと北の権威のあることを認めているいろいろのくふうをしておるということをお申し上げませぬ。

○石橋委員 私この間から総理の答弁を聞いておつて気になるのですけれども、北と南と両方承認した国がないと盛んにおっしゃるのですが、ありませんか。——ありませんか。○佐藤内閣総理大臣 私の聞いておるところではございませぬ。○石橋委員 どなたが専門家ですか。私が調べている範囲ではあるのです。(外務大臣答へる)と呼ぶ者あり(外務大臣、それじゃ……)○推名国務大臣 両方承認しているところはございませぬ。○石橋委員 ウガンダは両方承認していると思ひますが、その点間違ひですか。○後宮政府委員 お答え申し上げます。

すでに御調査と思ひますが、インドにつきましては北と南と両方から領事館を受けておられますが、自分のほうからは派遣しておられません。それからもう一つの例は、カンボジアは北のほうから大使館を受けておられますが、南のほうからは領事館だけということになっておられます。それからブルマは両方から領事館を受けておる。それからアラブ連合のほうには北から大使館を受けて韓国からは領事館だけを受けておる。そういう状況でございまして、こちらの承知する限りウガンダの例は知らないでございませぬ。

○石橋委員 私はこの資料に基づいてお尋ねをしているわけです。それじゃ、総理は何度も七十一カ国とか七十二カ国とか韓国を承認していると言ひ。これも一カ国違ひですね。北のほうは二十三カ国が承認していると言ひしておつしやうとおられる。正確を期するためにその七十一カ国か七十二カ国かということもはっきりしてもらいたい。その中にウガンダが入っているかどうかを確認してください。それから北のほうの二十三カ国の中にウガンダが入っているかどうか確認してください。私の資料では両方ともウガンダは入っているんです。何度も何度も総理はおつしやるから、私はよっぽど自信があるのかと思つたら、調べてない、わかりませぬ、——いいかげんじゃありませんか。

○後宮政府委員 お答え申し上げます。九月二十日の調査でございませぬが、それによりまして、われわれの持つておられます資料では、ウガンダのほうは韓国と一九六三年の三月二十日に承認関係に入っておるのでございませぬが、北のほうとはまだ何もないうことになっておられます。(それを何で確認するのだ)と呼ぶ者あり(大使交換に関する合意をやっておるわけです)○石橋委員 この承認という問題をまず定義づけていかなければならぬことになりませぬ、そういうことになると、先ほど韓国を承認した国、北鮮を承認した国と、両方承認した国はないと総理大臣はおつしやうしているから、そのまま私は承認と

しては北と南と両方から領事館を受けておられる。だからこの意味においては私はいわゆる無視したということではなくて、事実関係では十分そのことを考慮してまいっておるということではございませぬ。しかしながら法律的に、あるいは国際法上から見まして、北の権威というものを認めているか、これは無視しているんじゃないかと言われればそのとおりだと思ひます。無視だということになります。これは御承知のとおり、私がこの席でしばしばお答えいたしましたように、南を承認したものは北を承認しておらないし、北を承認しておる二十三カ国も南を承認しておらない。かようなのがこれは国際上の慣例でございませぬ。だからこの点はいままで説明し、よくおわかりがいていたと思ひますが、まだこの際にはだいたいのうちに無視だという話がありますが、事実関係として私どもは北の権威を認めておる。ちゃんと事実関係としてはその点を十分考慮しておる。だからいわゆる無視ではございませぬ。だから法律的な無視だとおっしゃるなら私はあえてそれを抗議は申しませぬ。それは否定はいたしません。しかし、事実上はちゃんと北の権威のあることを認めているいろいろのくふうをしておるということをお申し上げませぬ。

○石橋委員 私この間から総理の答弁を聞いておつて気になるのですけれども、北と南と両方承認した国がないと盛んにおっしゃるのですが、ありませんか。——ありませんか。○佐藤内閣総理大臣 私の聞いておるところではございませぬ。○石橋委員 どなたが専門家ですか。私が調べている範囲ではあるのです。(外務大臣答へる)と呼ぶ者あり(外務大臣、それじゃ……)○推名国務大臣 両方承認しているところはございませぬ。○石橋委員 ウガンダは両方承認していると思ひますが、その点間違ひですか。○後宮政府委員 お答え申し上げます。

すでに御調査と思ひますが、インドにつきましては北と南と両方から領事館を受けておられますが、自分のほうからは派遣しておられません。それからもう一つの例は、カンボジアは北のほうから大使館を受けておられますが、南のほうからは領事館だけということになっておられます。それからブルマは両方から領事館を受けておる。それからアラブ連合のほうには北から大使館を受けて韓国からは領事館だけを受けておる。そういう状況でございまして、こちらの承知する限りウガンダの例は知らないでございませぬ。

いうことばを使っているのです。ところが、いまのアジア局長の答弁でもまだ自信がないのですね。北のほうはどうなっておるか。

○後宮政府委員 北のほうに關しては、承認とか外交関係開始とかいう資料を全然情報がないわけでございます。

○石橋委員 だからあなたがここで承認してないということは言えないじゃないですか。いまのところ確認できませんと言うならとにかく、承認してないとは言えないでしよう。どうです。

○後宮政府委員 もう一度念を入れて確かめますが、入手しております情報は韓国だけしか承認関係がない、そういうことでございます。

○石橋委員 あなたは国交を持っておられないからわからないとおっしゃった。わからないのに、總理はもう当然であるかのごとく何度もおっしゃるんです。北と南と一緒に承認している国はありますか。これはまだ立証されていないのですよ。私は紹介しておきます。これは常にあなたたちの味方に立って議論を展開しておられる田中前吉という教授の「南北朝鮮の國際的地位」というの中に、私調べてみましたら、両方承認している国にウガンダが入っているのです。私は根拠をはつきりしておきます。あなた方はこれに對抗する資料をいまだ持たずして、両方承認した国はないという、これがもう純然たる事実であるかのごとくものを言われるのは慎んでいただきたい。これは國民をごまかすことになりすから慎んでいただきたい。このことだけを申し上げておきたい。

○安藤委員長 藤崎条約局長。

○石橋委員 ちよつと、委員長。これは總理大臣がいままで私が教えただけで四、五回言われたことばなんです。總理大臣に、だからお伺いします。

「取り消すなら取り消す」間違つていやしな

いかと呼び、その他発言する者あり

○佐藤内閣總理大臣 私のいろいろの発言についてそれを取り消せとか、あるいは間違つてい

る——まあ取り消せとは言われないうです

私はいままでもしばしば申し上げたのでござい

ますが、朝鮮半島におけるこの二つの權威、これは民族のたいへん気の毒な悲劇、かように私は考

ておる。いつも絶えず同一民族の単一國家とい

う、これが私どもの念願でもあります。これはま

た社会党の皆さん方も同じような考え方ではない

かと思ひます。さよならに私もは考へておる。ま

たいままで國際慣例から申しましても、こ

うような分裂國家を承認している場合にしばしば

問題が起るのですが、多くの場合、これはやはり

單一國家を願つておる、こ

ういふ立場で交渉を持つ

つのでございませう。たとえはフランスが中共を承

認した。そのために國府が國交を断絶したと、か

ようなわけに、いつも二つのものが対立して

おる。二つを同時に承認しますと國際紛争は

必ず起る、かようなのでございませうので、多

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

くこ

意を表するとともにその地位に關する同代表部の本日付口上書について左記回答するの光榮を有する。云々と書いてありまして、これがすなわち暗黙の意思表示によって大韓民国を承認したわけになるのであります。

○石橋委員 まず第一に、いまあなたが例示されました資料を委員会に出していただくこと。第二は、この韓国の在日代表部というのは、先ほども申し上げましたように、占領下に占領政策の一環として置かれたものです。設置されたのは一九四九年一月二十九日、それを講和条約が発効されて当然に國交のない日韓の間においては撤去しな

ず、韓国は居すわつたのです。これは占領というその背景の中でやられたことを、既成事実として日本に押しつけてきたのです。そのことをどうして國家の承認と結びつけることができるのですか。かりに百歩譲つても、帰れという代表部が帰らぬから、しょうがない、まあやむを得ぬから置いてやろうということがかりにあったとしても、それがなぜ一國の承認と結びつくのですか。こんなばかんな議論がどこにあります。

○椎名國務大臣 これはもういっばな外交慣例で認められておることになります、連合軍の一部として日本に滞在することはできなくなるので、それでこれを在日韓國代表部というものに切りかえた。それを日本の承諾なくして、それはいわゆる強引に居すわつたのではなくて、日本がこれを承認しておる。すなわち大韓民国というものを承認したということがここにあらわれておるのであります。

○石橋委員 代表部を置いたことが何で國を承認したことになるのですか、既成事実を認めたことが、占領中の代表部が居すわつた。それはしょうがないから認めた。代表部の設置を認めたということが、しかもそれは既成事実の押し売りです。そのことが何で韓国の承認に結びつくのですか、もしそれが承認に結びつくというならば、講

和発効のときから日本と韓国の間には正式に國交があつたということになるのですか。そんなばかなことはないじゃないですか。

委員長、いまの資料、非常にこの点で重要ですから、出していただいてから質問を続けたいと思

いますので、お取り計らいを願いたいと思

います。議を行なうことにいたします。

○安藤委員 たいだいまの石橋君の資料提出を求められましたらつきましては、理事会において協議を行なうことにいたします。

〔発言する者多し〕

○安藤委員 委員長より申し上げます。たいだいまの資料の件につきましては、政府側より朗読いたすそりでありまして、それを朗読いたさせまして、それを資料にして出すか出さぬかは、後刻の理事会において御相談を願います。

○後宮政府委員 先ほどの口上書につきまして、前にどこかの委員会に出たことがあるかということでございます。いま調べさせたいのでございますが、私の前任者の伊藤局長が要旨を御説明申し上げたことはございますが、資料そのものは出てなかつたことが判明いたしました。現在、この口上書全文一枚くらのものでございますから、朗読させていただきます。

口上書

日本外務省は、在日韓國代表部に敬意を表するとともにその地位に關する同代表部の本日付口上書について左記回答するの光榮を有する。

「日本政府は、在日韓國代表部が一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された平和条約の効力の発生する本日から、連合國最高司令官に対して派遣された代表部としての地位を喪失するまで、兩國間に正常の外交領事關係が設定されるまで、臨時に同代表部に対し政府機關としての地位を認め、且つ同代表部およびその構成員に対し領事館およびその構成員に通過例許されると同じ特權を許与するものである。

日本政府は、大韓民国政府が在韓日本政府代

表部に対し相互主義により、前記同代表部に与えられると同じ地位および特權を認めるものと

「一九五二年四月二十八日

これがこちらから出した手紙でございます。これは形式上韓國代表部から参りました手紙に対する返簡になっておりますので、順序がちょっと狂いまして、先に先方から参りました同日付の口上書を讀ましていただきます。

口上書

在日韓國代表部は、日本外務省に敬意を表するとともに同代表部の地位に關して日本外務省が配慮されるより左記を傳達するの光榮を有する。

「在日韓國代表部は、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された平和条約の効力の発生する本日から、連合國最高司令官に対して派遣された代表部としての地位を喪失するまで、兩國間に正常の外交領事關係が設定されるまで、臨時に、日本政府に同代表部に対し政府機關としての地位を認め、且つ同代表部およびその構成員に対し領事館およびその構成員に通過例許されると同じ特權を許与されるならば幸甚と存する。

大韓民国政府は、在韓日本政府代表部に対し相互主義により前記代表部に与えられると同じ地位及び特權を認めることを諒解する。」

一九五二年四月二十八日

以上でございます。

○石橋委員 あとで資料を出していただいて私は詳しく検討したいと思つていますが、いまお聞きする中でも非常におかしな問題が出てきていると思つたのです。というのは、正規に外交關係、領事關係が成立するまでの間、臨時にこれを代行すること

を認めるというのが一つの柱ですね。もう一つの柱は、相互主義の原則に基づいて、同様の働きを持つものを韓國においても日本の機關として認めるといふのが、もう一つの柱になつていて、認める

ます。あとのほうが守られてないということはお

認めになるでしょうね、外務大臣。

○椎名國務大臣 これが実行に移されていなかった事情につきましては、後宮アジア局長から申し上げます。

○石橋委員 私は事実を聞いています。この口上書で確認されました後段の部分について、韓國側は実行しておられない、このことはお認めになりますねと聞いています。

○後宮政府委員 御指摘のごとく、当時すぐに向こうが相互主義に基づいて当方の在外事務所を認めるに至らなかつたわけでありまして、朝鮮事變等の問題もございまして延び延びになっておりましたが、今般六月二十二日の条約調印を機会に、この在外事務所が開設されるに至つたわけであり

す。

○石橋委員 平和条約発効の日この口上書が交換されているのです。ことしの六月二十二日に調印されたから認められました。何年たつてい

のですか。それが実行されたというのですか。私はアメリカに対してのみ追隨しているのかと思つたら、韓國にまで追隨しているじゃないですか。日本

の当然主張しなかつたやうな面、國際法、慣例から言つても、いまの口上書から言つても、当然やらなくてはならないことを韓國はやつてな

い。そんな口上書が何の値打ちがありませんか。一片の紙きれになつていないじゃないですか。こんなだらしない外交をやつてい

るから、だからこそ今度の日韓条約でも全く日本側の自主性が失われるのですよ。

それからいま一つの、正規に外交關係、領事關係が確立するまでの間臨時にやることを認めるという

ことが、何でその國を承認したことになるのですか。こんな惡例を残していいものですか。こう

いふばかんなことをやつておつたのでは、これは話になりませんですよ。いま、いろいろな点で、管轄

権の問題その他で日本と韓國の間に争いがある。解

釈の相違がある。いままでのあなたの方の姿勢から見て、今後とどんとどんと韓國側の言い分が通つていく可能性が十分に出てまいりますよ。

いままでにおいてすらそんな姿勢ですから。こういうことは単なる手続上の問題でも何でもございませぬ。少なくとも国を承認するかしんないか、法律的にいつからその国を承認したことになるのか、これは外交の基本です。それを一片の紙きれで一国を承認したことになるなどよくも私は言えたものだと思う。しかもその紙きれが、相手側によつて守られておらぬ。それなのに、日本側は守られてないことを追及するどころか、この相手によつて無視された口上書によつて、相手の国を承認したことになる、黙示の承認である、こんなばかんなことがどうして許されますか。私がこれは承認できないだけではありません。ほんとうに血の通つた日本の国民は、みんな承認できませんよ、こんな態度では。しかもこのことは、私がこれから質問することに重大な関連を持つてまいります。しかし関連質問の申し出がありますから、しばらくの間譲りたいと思ひます。

○安藤委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。岡田春夫君。簡単に願ひます。

○岡田委員 関連質問からです、一つだけ何つてまいります。いまの口上書の問題です。口上書の問題をいま朗読を聞いておつただけです。正確に検討する機会はございませんけれども、およそ外交問題というものは、外交関係を設定するといふことは、言ひまでもなく、相互主義の原則に基づいて外交関係が設定されなければならぬ。その文面の中においても、相互主義の原則に基づいて、日本は同時にいゆる韓国の中に、在日韓国代表部と相応する代表部を設置しなければならぬといふ、そのような文面が口上書にあつたわけですが、この事実関係を見ました場合、先ほどからお話のありましたように、相互主義の原則に基づいて在日韓国代表部といふものは設置されなかつた、この事実はお認めになると思ひます。外交関係の基本原則であるその法的関係を設定する基本的な点が行はれない口上書といふものが、はたして法的に有効であるものかどうか、この点についてひとつ問題が出てくると思ひます。第二の点は、この口上書がそれでは外交上法的な関係を設定したものであるのかどうか、この点が第二の問題として出てくるわけでありませぬ。

○椎名国務大臣 外交関係の正常化と国家の承認とは、これは区別して取り扱われております。でありますから、正常な外交関係が設定される以前におきましても、国家と国家の承認行為といふのはあり得る、さういふ解釈であります。それから口上書でございますが、もちろんこれは、向こうに約束を守る義務があるわけでありませぬが、実際問題として、その間に朝鮮事変その他兩國の関係がなかなかややこしいものがございますので、今日までその約束が守られておらなかつたことはまことに遺憾でございます。かような意味からいつても、早く正規の関係を設定しなければならぬ、かように考へるわけでありませぬ。

○岡田委員 それではこれは法律関係として重要でございますから、もう一点だけ何つて関連質問をしたいと思います。ただいまの答弁を伺つておきますと、國家の承認といふものは外交の問題とは別である。したがつて、その答弁から考へた場合、口上書に基づくところの外交関係の問題は、國家の承認とは無関係の問題である。そして先ほどから答弁としては、國家の承認はサンフランシスコ条約の発効によつて黙示的に承認をされる、この答弁になつてまいるわけでございますから、その黙示的承認の根拠として口上書を出すといふことは、何ら有効なる法的根拠をなすものではない、この点は明確である。あくまでも政府の見解は黙示承認であるといふことが明らかに立証されたのであつて、口上書の提出によつては國家の承認を認めたことにはならないのだといふことになるのだと思ひますが、この点はどうですか。これが第一点。

○藤崎政府委員 政府の承認と外交関係の設定は別のことだといふことは、先ほど外務大臣からお答えしたとおりでございますが、この口上書には、外交関係が設定されるまでどうこうする、外交関係を開設したいといふ意思が明示されておるわけでございます。これが承認の意思を表明するものとして十分であることは明らかであると思ひます。ただあなたの國を承認するといふ表現を端的にとつた場合だけを、従来国際法上の承認と申しておりまして、いままたやうな間接的な表現をとつておられます場合は、従来用語上黙示の承認と呼ぶことになつてゐるわけでございます。

○岡田委員 いま藤崎条約局長の答弁を伺つた、非常にいいです。あなたもたまたま言われたように、慣例上と言つてしまふかされておる。國交の正常化が行なわれるまでといふ文面があつたところで、あなたの論理をもつてするならば、その口上書の交換といふものが行なわれるといふことは、同時にこれは明示の承認を与えたといふことにならなければ、その内容がどうあろうとあなたの論理、法的な関係としては、それはさういふ結論が出てこないはずで、さうすれば先ほど外務大臣の言つてゐる黙示の承認と相反する結果があらわれる。しかもその口上書は、サンフランシスコ条約の効力の発生した同日にそれが交換されていふことになれば、なおさらこれは明示上の承認といふを得ないのではないか。法的な関係としてはその点は当然さういふことになつてくると思ひますが、これは法解釈の問題です。

それから第二の点は、依然として答弁が明確でありませぬ。果たすべき兩國間の相互主義の原則に基づく権利義務の關係が設定されること、口上書として兩國間に交換された。ところが、その相手國においてこれを実行しないといふ場合においては、その口上書は形式的に提出いたしましても、これは法的な効果を持たないといふを得ないのです。その点が法的な効果があるといふことならば、その根拠を法的に明らかにしてもらひたい。たとへば、あなたと私との間に、百万円を渡しますそのかわりあなたが百万円に相当する品物をこちらによこしますといふ約束をしたとする。ところが、私は百万円を渡したが、あなたは百万円に相当する品物をよこさなかつた。よこさなかつた場合においても、その契約といふものは成立しますか。成立しないじゃないか。成立しないといふことがこれで明らかじゃありませんか。口上書においても当然じゃありませんか。それはその口上書が有効であるといふことにはならないのです。法的な關係について、私、関連ですから、これ以上言ひませぬ。この二つの点を明確にしてお

いてください。

○藤崎政府委員 黙示の承認、明示の承認といひましても、効果は同じことでありまして、それはどこやかましく言ふ必要はないかと思ひますが、従来の国際法の教科書でございまして、どうもそういうのは黙示の承認ということになっておる。私も実は岡田先生と同じように、そういうのは明示と言つてもいいのではないかと思ひますけれども、従来の国際法の学者の用語例に従つて申し上げておるにすぎません。

なお、承認は、これはまた国際法の講釈をするように申し上げておるんですが、一方行為でございまして、あの口上書を出したときに、日本政府は明らかに承認の意思を表明したわけでございます。その後外交関係がどういふふうに進んだかということとその意思の表明とは別個の問題でございます。

○石橋委員 とても私たちが納得のできるような答弁ではないわけですが、何度も申し上げておりますように、一國の承認というものは非常に重大な問題です。たとえば、いま国際連合の中で最大の関心事は何かということがあげられるならば、中國の代表権の回復の問題だということになる。日本の外交上で何が一番重要かといへば、やはり中國をどうするか、國として認めるか認めないか、非常に重要な要素を持っております。とにかく、一國の承認というものは、簡単に片づけられるような行為ではないのです。それを、一片の口上書で國を承認したことになります、こんな慣例をつくらうたら、私はたいへんなことになると思ひます。しかもその口上書は守られておらない。相手の側から無視されておる口上書、これにどれほどの価値がありましようか。いま岡田委員からも指摘されたように、当然日本としては破棄するに値する紙きれにすぎません。それを一國承認の根拠にするなどというのほかに私には思ひません。あなた方が黙示の承認ということばを先ほど使われたのは、この平和条約第二条の(四)項で独立を認め、ここから自然に承認行為が出て

きたというふうな、そういう見解をとつておられるのではなからうかという疑いすら出てまいります。その点はいかがですか。

○藤崎政府委員 平和条約の第二条の朝鮮の独立、その際には、当然その前提として國家がなくなつてはならないから、そつちのほうから説明をするという点も可能かと思ひます。私も、しかし日本の意思ということが重要なのであつて、その意思という点においては、前々から御説明申し上げておりますが、事実上は、日韓交渉を始めてから日本は韓國政府を承認する意思決定をいたしておつたわけでございますが、しかしこの間は外交権がございせんので、事実上の關係にすぎなかつた。それが平和条約の発効によつて外交権を持つと同時に法律上の關係になつた、かように考へるのが一番合理的であらうと考へておるわけでございます。先ほど申し上げました口上書云々の点は、それを示すものは何かという御質問に対して申し上げておるわけでございます。

○石橋委員 非常に大切な点ですから、もう一度確認します。

黙示の承認ということばを使われたので、私は平和条約第二条(四)項において「日本国は、朝鮮の獨立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に對するすべての權利、權限及び請求權を放棄する。」このいふふうで確定した、これが効力を持った、もうその時点で自然に承認行為が発生しているのだ、こういう解釈をおとりになつておるからこそ黙示の承認ということばを使われたのではないか、こう聞いておるわけですか。

○藤崎政府委員 平和条約第二条を含む平和条約全体の発効によつて、そういうふうに日本が大韓民国と従來保持していた關係が法律上のものになつた、それが承認だということも言えるかと先ほど申しましたとおりでございます。それを黙示の承認といつてもよろしいわけでございますが、もう一つの口上書のほうも、また内容からいって黙示の承認と言つてほかないものでございまして、ほんとうにおまえの國を承認すると言わなければ、明示の承

認とは従来の用語例で言わないから、そう申しておるわけでございます。

○石橋委員 それじゃ、これは非常に重要な問題が出てまいりました。この第二条の(四)項によつて黙示の承認がなされたのだ、口上書のほうは明示の承認というの、どちらかと言へば正しい表現だ、こういう解釈です。そういう解釈になりますと、第二条の(四)項によつて、朝鮮民主主義人民共和國に對しても黙示の承認が与えられたという解釈が成り立ちます。これは間違いないでしよう。

○藤崎政府委員 承認というものは、その當事國の意思がポイントでございます。日本の意思は大韓民国の承認にあつたことは、先ほど来申し上げておるうちに、日韓交渉開始以來はつきりしておるわけでございます。事実關係はそうだが、法律上の關係が平和条約の発効によつて初めて明らかになつた、こういうことを申し上げておるわけでございます。先ほど申し上げた口上書云々の点も、朝鮮——何でございますか、民主主義人民共和國なるものを承認する意思を明らかにしたことはございせん。

○石橋委員 あなたは、黙示の承認というのは第二条(四)項、これを日本が認め、署名をし、効力の発生したことによつて當然大韓民国を黙示的に承認したことになるのだということも認めたいのです。そうすれば、この時点においても一つの、この第二条(四)項の中の「朝鮮」の中には朝鮮民主主義人民共和國というのがある。現実にあつたのだ。このほうも黙示の承認を与えたことになるじゃないですか。北のほうも南のほうも平和条約の署名國じゃないですよ。しかも、この第二条(四)項の「朝鮮」の中には両方入るのです。片方にだけ黙示の承認を与えたとすることは成り立たぬじゃないですか。それはおかしいですよ。

○藤崎政府委員 平和条約第二条が朝鮮全体を意味するということは仰せのとおりであります。しかし、それだけで日本の意思を推定するのが間違いないでございまして、先ほど来申し上げておりますように、日本政府の意思を推定する材料とし

ては、日韓交渉をそれ以前から始めておつたこと、それからサンフランシスコ平和条約當事國が、大部分が大韓民国を承認し、また國連も、國連尊重の趣旨を平和条約に盛り込んでいること、いろいろございまして、それからその一つとしてまた口上書ということもございまして、そういうものからいって、日本の大韓民国承認の意思はきわめて明らか、特に口上書では明らかでございますが、朝鮮民主主義人民共和國の、政府としての承認を推定せしめる材料は何もないのでございまして。先ほど、昨日か一昨日も申し上げましたように、第二条(四)項の朝鮮というものは、第一義的には朝鮮の地域としての獨立、分離獨立を承認するという意味があるわけでございます。

○石橋委員 とても納得のいく答弁ではございません。しかし、昼休みにしてくれというお話でございます。ですから、昼食後に引き続き質問を継続いたします。

○安藤委員長 午前の會議はこの程度にとどめ、午後二時十分再開いたします。なお、休憩中、一時五分理事會を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後二時三十九分再開

○安藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○荒船委員 議事進行について発言をいたしました。(発言する者多し) すなわち、この付託……(発言する者多し、聴取不能) 来たる四日……(発言する者多し、聴取不能) 意見を聞くこととし、その人選は……(発言する者多し) 自民党三名、社会党二名、民社党一名……(発言する者多し、聴取不能)

○安藤委員長 ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○安藤委員長 起立多数。動議は成立いたしました。

昭和四十年十一月五日印刷

昭和四十年十一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵印刷局